

事後評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	河川事業（床上浸水対策特別緊急事業）					
地区名	二級河川 福田川					
事業箇所	名古屋市、あま市、海部郡大治町、海部郡蟹江町					
事業のあらまし	<p>日光川水系福田川はその源を稲沢市に発し、あま市、大治町を経て、名古屋市内で日光川に合流する流域面積約 33.5km²、河川延長約 16.2km の二級河川である。</p> <p>当該地域では、過去に平成 12 年 9 月 11 日～12 日に東海豪雨が発生し、福田川流域において浸水面積約 1330ha、床上浸水 729 戸の甚大な被害をもたらした。そのため、被害の大きかった西條小切戸川流域（旧小切戸川上流域）の床上浸水 105 戸の解消及び浸水被害の軽減を目的に西條小切戸排水機場の建設をするものである。また、西條小切戸排水機場建設に伴い福田川への排水量の増加による水位上昇を低減するため河積阻害となっている秋竹立切の撤去、および築堤護岸（引堤）整備を行った。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>・東海豪雨相当の降雨に対し西條小切戸川流域（旧小切戸川上流域）の床上浸水 105 戸の解消及び浸水被害の軽減</p>					
事業費	事業費	内訳				
	29.0 億円	□工事費	23.3 億円	□用補費	4.3 億円	□その他
事業期間	採択年度	平成 17 年度	着工年度	平成 17 年度	完成年度	平成 22 年度
事業内容	<p>① 西條小切戸川排水機場の建設</p> <p>② 秋竹立切の撤去、築堤護岸（引堤）</p>					
II 評価						
① 事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>・西條小切戸川排水機場の建設</p> <p>排水機場ができたことで、内水氾濫の危険性が大幅に減少するとともに、東海豪雨が再来した場合であっても床上浸水が発生しないものとする。</p> <p>・秋竹立切の撤去、築堤護岸（引堤）</p> <p>西條小切戸川排水機場の建設に伴い、福田川への排水量の増加による水位上昇を低減するため河積阻害となっている秋竹立切の撤去及び下流の築堤護岸（引堤）を行い、流下能力が向上したと考える。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>整備前と比べて、西條小切戸川流域の浸水被害が軽減し、浸水被害に対する不安は大幅に解消されていると考える。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	—				

② 事業効果の発現状況	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】				
			事業採択時	実績	備考
	事業期間		H17～H21	H17～H22	
	事業費(億円)	工事費	16.7	23.3	
		用地補償費	4.0	4.3	
		その他	1.8	1.4	
		合計	22.5	29.0	
	効果の算定要因	浸水面積(km2)	0.99	0.91	
		宅地面積(km2)	0.45	0.54	
		農地面積(km2)	0.39	0.28	
人口(千人)		1.2	1.5		
<p>【事業期間に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業着手後、近接する中電鉄塔の補強工事による管理者との調整等により、事業期間は1年延長されたが、やむを得ないものであったと判断する。 <p>【事業費に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費については、事業採択時よりも約6.5億円増加しているが、これは主に現地の地域特性、排水特性を考慮し、効率的なポンプ稼働ができるよう、ポンプ台数を2台から3台に見直したことによる工事費の変更などであり、事業効果発現のため必要であった。 <p>【効果の算定要因に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業採択時と比較して、浸水面積内の宅地面積が増加するとともに人口が増加するなど、市街化が進んでいることより、当初見込んでいた事業の効果を発現できていると評価できる。 					
③事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・排水ポンプは騒音・振動が少ない立軸ガスタービンエンジンを採用するなど、地域住民への配慮を行っており、環境へのマイナス影響はない。 				
Ⅲ対応方針(案)					
今後の事後評価の必要性	事業完了後、平成24年9月の出水ではポンプ稼働により床上床下等の浸水被害は生じていないが、ポンプがない場合は床上浸水が7戸発生したと想定される。また、洪水氾濫シミュレーションの結果から計画規模の出水に対しても、本事業の実施により、床上浸水が解消され、事業の有効性は十分見込まれることから、今後の事後評価の必要性はないと思われる。				
改善措置の必要性	平成24年9月の出水において事業効果を発現しており、今後も引き続き浸水被害の軽減効果が期待されることから、改善措置の必要性はないものと思われる。				
同種事業に反映すべき事項	ポンプの台数割の計画にあたっては地域特性、排水特性をふまえた効率的なポンプ稼働を十分考慮する必要がある。				
Ⅳ事業評価監視委員会の意見					
Ⅴ対応方針					